

平成28年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成28年3月 8日

閉 会 平成28年3月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月8日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
---------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番                      坂 本                      豊 君

7 番                      木 村                      修 君

---

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 報告第 1号 蓬田村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
専決処分について

第 6 報告第 2号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分  
について

第 7 議案の上程

議案第 1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

議案第 2号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案

議案第 3号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例  
の一部を改正する条例案

議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例案

議案第 5号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例案

議案第 7号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 8号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例案

議案第 9号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

- 議案第10号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第14号 蓬田村行政不服審査会条例の制定について
- 議案第15号 蓬田村空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 議案第16号 蓬田村職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第17号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 蓬田村過疎地域自立促進計画の件
- 議案第19号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第20号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案
- 議案第21号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第22号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第23号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第24号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第25号 平成28年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第26号 平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第27号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第28号 平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第29号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計予算案

- 議案第30号 平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 議案第31号 平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第8 議案第1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第2号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 第10 議案第3号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例  
の一部を改正する条例案
- 第11 議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 第12 議案第5号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例案
- 第14 議案第7号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第8号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第9号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第10号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人  
員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条  
例案
- 第18 議案第11号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの  
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー  
ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に  
関する条例の一部を改正する条例案
- 第19 議案第12号 蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例案
- 第20 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制  
定について
- 第21 議案第14号 蓬田村行政不服審査会条例の制定について
- 第22 議案第15号 蓬田村空家等対策の推進に関する条例の制定について

- 第 2 3 議案第 1 6 号 蓬田村職員の退職管理に関する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 1 7 号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 蓬田村過疎地域自立促進計画の件
- 第 2 6 議案第 1 9 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度蓬田村一般会計予算案
- 第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 3 0 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 3 1 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 3 2 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第 3 3 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

午前9時43分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成28年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番坂本 豊君、7番木村 修君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月11日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月11日までの4日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、要望書「ホタテガイ残渣処理運搬用ダンプ車の購入について」は、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 施政方針・行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

まず、初めに議員各位を初め村民の皆様には、平素、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに、深く感謝の意を表します。

本日、平成28年蓬田村議会第1回定例会におきまして、平成28年度予算並びに関連書議案をご審議いただくに当たり、新年度の施政方針を申し上げ、皆様のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

初めに、最近の社会経済情勢と村行政の対応について概略的に述べさせていただきます。

第3次安倍内閣においては、アベノミクスを柱とした経済最優先の施策により、強い経済を取り戻すことや、これと並び国政の最重要課題に位置づけられている地方創生が本格的に実施されているところでございます。

さらには、平成27年10月5日、TPP、環太平洋パートナーシップが大筋合意し、12月にはその影響額試算と影響緩和対策を発表したところであります。

まず、経済対策においては、史上初めてのゼロ金利政策を実施し、景気浮揚を図ろうとしておりますが、国全体の経済に及ぼす効果は今のところ不透明で、村民生活にどのような影響があるのか見通すことは難しく、具体的な評価はまだ先のことであります。

次に、人口減少克服と地方創生の取り組みとして、政府は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成26年度から始動して、平成27年度では本格的に実施したところでございます。

この政府の総合戦略では、1つ目に、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、2つ目には、東京一極集中の歯どめ、3つ目には、地域の特性に即した地域課題の解決という3つの基本的な視点のもと、魅力ある地方の創生を目指すとしております。

この指針に基づき、地方では、みずから考え、みずからの責任を持って、地域の特性を踏まえた地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することとなっております。

地方創生は、地方公共団体が主体的に取り組むことを基本としながらも、やる気のある自治体に対して国の情報、人的・財政的支援を行うこととなっております。

本村においては、昨年の1月からスタートし、5月には本部を立ち上げ作業を積み上

げ、本年3月に蓬田村人口ビジョンと蓬田村総合戦略を策定いたしました。この間、職員はもとより、民間の有識者の協力を得て、行政の総力を傾けて作業を進めてまいりました。

蓬田村総合戦略は、総合計画の見直し版として評価できます。およそ80課題を取り上げ、そのうちおよそ60事業を事業計画に計上しております。

今後は、総合計画との整合性を保ちながら、目標を達成するよう強力に事業を推進してまいり所存であります。

第3に、T P P条約締結がこれから行われるわけでございますけれども、本村においても、農業・畜産・漁業など広範囲にわたって影響が出る者と予想されます。国は昨年12月にその対策の概要と当面の対策費用を補正予算で成立させましたが、青森県では今回の補正予算並びに新年度予算で対応することになっております。

本村においては、国、県が実施する施策の内容を十分検討し、関係機関並びに関係者と協議を重ねながら、長期的に見て真に効果の上がるような事業の展開をしていかなければならないものと考えております。

このことから今後、必要に応じて年度途中の予算措置が対応することも考えられております。

以上、社会経済情勢の動きと本村の行政の概括的な対応策を述べさせていただきました。

次に、平成28年度の基本的な方針と施策の重点事項について述べさせていただきますが、前段の地方創生関連事業並びにT P P対策は、村政全般にわたっていることから重複することもございますので、ご容赦いただきます。

まず、最初は産業振興方策についてでございます。

1つ目は、農業振興関連事業についてです。我が村の土地利用形態では、既に土地改良事業により80%以上の圃場整備が終了し、また米価低落傾向にあるものの、既に農家は農業用機械や農業用施設などに投資しており、水田をそれ以外に活用する経営転換が容易にできるとは思われません。当面は、現在の交付金制度に乗せた水田フル活用ビジョン、すなわち飼料米等の作付を推進して、農家所得を確保しなければならないと考えております。このため、老朽ため池しゅんせつ事業や農業用施設整備事業を展開する必要があります。

また、平成30年の農業政策の転換を考慮して、新作目の開拓が、現在のソバ、トマト、



そして野菜の作付面積拡大などを旨し、農家所得の向上と生産意欲を高める必要があります。

さらには、ホタテ養殖残渣の肥料化は、本村農業にどのような貢献ができるのか、また有機栽培などによるブランド化は可能なのかを実証実験するように計画しております。

次に、漁業振興関連事業でございます。平成27年産ホタテの出荷は、近年にないほど好調でありました。これは国内の他の産地の不漁によるもので、いつまでも続くものではありません。また、自然界の養殖事業でありますので、いつ高温障害などが出るかは予想できないことから、引き続き所得補償のため共済事業への加入を支援してまいります。漁業者の安全な操業や労働の軽減のため、漁港改修や施設整備を行い、漁業後継者づくりを支援してまいります。

次に、観光施設整備と観光産業の振興について申し上げます。3月26日の北海道新幹線の開業を控え、県内各地で観光施設の整備や2次交通網の整備が進められております。最近の動きでは、外国人旅行者をターゲットとして、陸・海・空を利用した広域観光ルートの設定や旅行商品が企画されているとのことでございます。

本村においても、観光客受け入れのための観光関連施設の整備が急がれますが、民間資本による施設が少ないため、公共施設の活用により対応せざるを得ない状況にあります。このような流れから立ちおくれのないよう、昨年からはマルシェ、よもぎ温泉の改修を行っておりますが、本年はよもぎ温泉の特殊建築物定期点検において、外壁及び屋根の改修を指摘されておりますので、これを契機として大規模な工事を計画しております。

そのほか玉松台周辺、玉松海岸、村営牧場などを基点として観光施設の整備計画づくりを進めたいと考えております。あわせて地元の資源を活用した特産品づくり、情報通信を活用した販路拡大のための拠点づくりを推進する所存であります。

次に、住民生活関連事業の充実について申し上げます。

1つ目は、公営住宅建設事業と空き家対策についてでございます。公営住宅建設事業は、今年度は3棟11戸を予定して予算計上しております。補助採択になった場合、50戸が完成することになります。また、空き家対策として試験的に住宅改造の補助を行い、再利用を進めることとしております。

2番目として除雪対策についてでございます。近年、除雪が必要な道路延長がふえており、除雪機械1台当たりの除雪延長もふえています。このことが時間内除雪が求められることから、除雪オペレーターの作業時間の延長へとつながっています。これを解消

するため、除雪機械を1台ふやし、さらには古くなった機械の更新を行うこととしております。さらには除雪機械格納庫が足りないために、新設するための調査を行うこととしております。

また、除雪機械の踏切事故では、議員各位、そして村民の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。この場をかりて深くおわびを申し上げます。この事故によりリースした除雪機械が破損したことにより、損害賠償金を計上いたしました。今後このような事故が起こらないよう、点検を徹底するとともに、除雪機械のオペレーターの研修参加を指導することといたしております。

3番目に、地域包括ケアシステム構築に向けた施策の展開でございます。病気やけがにより長期間の療養を余儀なくされると、医療給付費のみならず、その後の介護給付費、そして社会保障費が増加し、ひいては保険料に反映されます。このことは家族にとって大きな痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けることとなります。村民が健康で楽しい生活を送れるような地域包括ケアシステムの構築が急がれております。平成28年度では、健康づくりを推進するとともに、介護予防事業を展開し、体制づくりを行う予定であります。

4番目として、広域行政の推進に関してでございます。去る2月16日、青森市を中心とする5市町村に対し、圏域連携中枢都市圏構想の説明及び協議が行われ、その結果、新年度で構想を推進していくことを確認いたしました。本事業は総務省所管事業で、計画策定により事業に対して交付税措置するというものでございます。

また、来る3月30日に、東京都赤坂に地方創生連携事業として、青森市が中心となり5市町村の特産品などを並べるアンテナショップがオープンする予定となっております。地場産業の育成・発展に大きく寄与するものと期待しているところでございます。そのほか東郡4町村が上磯連合として各種イベントの後援・協賛を行い、地域活性化を推進することとしております。

これらのほかに諸般にわたり重要施策が計画されておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

村政運営の基本は、健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、さらには行財政改革を進め、村民憲章にある、明るく豊かで住みよい村づくりに邁進してまいります。

以上が、新年度における行政課題に対する基本方針と主要施策でございます。

最後となりましたが、蓬田村の発展・振興には行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様、村民の皆様との連携が不可欠であります。どうか、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。以上でございます。

続きまして、平成27年12月定例会後の主なる行事及び会議等についてご報告申し上げます。

平成27年12月11日金曜日、第1回蓬田村総合教育会議がふるさと総合センターで開催されました。

12月22日、蓬田村総合戦略有識者会議が役場2階で行われました。

12月24日、青森地域広域事務組合議会が青森消防本部で行われ、これに出席をいたしました。

1月7日金曜日、国民健康保険市町村連絡会議があり、青森市でございまして、これに出席をいたしました。

1月14日、積雪が1メートルを超えた時点で、蓬田村豪雪連絡会議を設置いたしました。

1月28日、JA青森トマト部会30周年記念式典が外ヶ浜町で行われ、出席をいたしました。

2月1日、町村会主催衆議院議長公邸表敬訪問があり、これに出席をいたしました。

2月7日、消防団出初め式を開催いたしました。

2月16日、青森圏域連携中枢都市圏構想説明会が青森市であり、この構想を東青5市町村で推進することで合意いたしました。

2月22日、青森県国民健康保険連合会の総会が青森市で開催され、これに出席をいたしました。

2月24日、蓬田村表彰式をとり行いました。

2月28日、村民ふれあい芸能発表会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

る条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第5、報告第1号蓬田村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 報告第1号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第11号、専決処分書。

蓬田村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

専決理由。

地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要となり専決処分するものであります。

次のページをお開きください。

蓬田村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案が載っていますが、これは主な改正概要としては、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されまして、本条例の一部を改正したものであります。

昨年の12月の定例会において、村税条例の一部改正で、軽自動車税の減免申請等のマイナンバーの記載が義務づけられていましたが、今回はこの一部改正で、記載の不要と簡略されたものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊議員。

○5番（坂本 豊君） 今、軽自動車税のことを言いましたが、普段は余りその個人番号とその軽自動車の番号の関連とかよくわからない。もうちょっとわかりやすくどうということなのか説明してもらえませんか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 12月の議会において、軽自動車税だけでないんですよ。軽自動車の減免申請と、あと村民税の申告書、あと特別土地保有税の申告書に、当初その12

月の議会では、マイナンバーを載せるということで議会にかけたのですが、急遽その後、行政大綱の平成28年度の与党の税制改正大綱において、それらはマイナンバーを省略しようということになりまして、今回そういうふうにマイナンバーをつけないあれで改正するということでもあります。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

---

日程第6 報告第2号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第6、報告第2号平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第2号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

専決第1号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）

平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,901万5,000円とする。

総務課関係であります。歳出の6ページをお開きいただきます。

下から2段目、9款消防費であります。27年度の当初予算で購入いたしました、第5

分団の可動式のポンプへつなぐ吸管のサイズが古いタイプで合わないので、新しい吸管を、非常時に何かあってもこれは大変だということがありまして、急遽予算をつけまして購入したところであります。

総務課関係は以上です。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の項目について説明させていただきます。  
歳出、6ページをお願いします。

上段です。4款1項9目11節ふれあいセンター修繕料であります。39万7,000円を計上しております。これは男子サウナ室の木部修繕のため計上したものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課にかかわる予算について説明いたします。  
5ページをお開きください。

歳入です。14款県支出金2項3目1節農業経営法人化等支援事業費補助金40万円を計上しております。

次のページをお開きください。

歳出です。6款農林水産業費1項3目19節蓬田村農業経営法人化等支援事業費補助金40万円を計上しております。これは農事組合法人郷沢に対し、県より法人化のための経費として40万円の定額補助がなされるものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 教育委員会関係をご説明いたします。

6ページをごらんください。一番下の表です。

備品購入費、義務教育ICTシステム導入事業備品購入費として、今年度は3学期に入りまして、小中学校にタブレットを導入して、タブレットを使った授業を開始するということで、その際にリースで購入したわけですけれども、そのリースの中に、タブレットを保管しながら充電するものがなかったと。充電しておく収納庫ですね、それを見ていなかったということで、急遽、1月後半からタブレットが導入してくるということで、その前に一応充電及び収納できる収納庫をぜひ購入したいということで、小学校に1台、中学校に1台を一応入れました。この収納庫及びテーブルタップ、それこそ口がいっぱいついたコンセントですね、それらをひっくるめまして37万4,000円を計上した

ものです。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今、6ページは、教育課長が説明したタブレットの充電器についてお伺いします。

このタブレットの事業は、たしか100%国の助成で購入、リースしたと思います。その中に、この充電器が載っていないと、最初から入っていなかったのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 備品及び工事費、全部ひっくるめて一応、リースとなると事業としては認められないということが、まずそういう方針でありました。その中で一応、そうすればタブレットを使った授業をするのにどういうものが必要かということで、専門家に聞くなりしてやったわけですが、その時点で我々としてそのタブレットをそうすれば1カ所に収納して充電をするもの、そこまではちょっと予想ができなかったわけです。それで、契約上もその部分を全然考慮しないままに契約したので、それはもう事業外ということで一応になりました。それで、急遽村の単費で購入するということになりました。以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） メーカーとかリース会社のほうでは、一切そういう説明はなくて、今現在もう購入したのかどうかわかりませんが、専決なので購入したと思うのですけれども、実際もう使っているんですね。単費で村の で買ってしまおうと、リースですから、期間が来るとこの充電器が残るということになってしまって、何か非常に腑に落ちない点があるのですけれども、これはリース事業が終わった後は廃棄するしかないのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 一応リース契約の中では5年となっておりますけれども、その5年間過ぎた段階で村のほうに譲渡してもらうような契約であります。ですから、使える分については5年過ぎてもまだまだ使えるので、収納庫もそのまま使っていきます。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長の答弁の中で、お聞きしますけれども、5年間リースが認められて、その後譲渡と言いましたけれども、じゃあ私はこの間、タブレット教育の視察に議員団で行って来ましたけれども、そのときに国の予算で5年間この事業は行うとい

うことで説明を受けております。ただ、その後は国の事業が撤退する以上は、じゃあこれからの教育行政にはタブレット方式みたいな教育はぜひ必要になってくるのだろうかと、未来を見つめた中でそう感じたわけですけれども、そうすれば単費でその後はそういうものに対しては支出しなくても済んでいくということで理解してもよろしいのでしょうか、譲渡するということは。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（越田茂弘君） 一応国の補助を受けた5年間ということで、その5年後にその実際タブレット等が使えるかどうかは5年過ぎてみないと確かにわかりません。それで、恐らくタブレットを使った授業というのはこれからも全国的に広がっていく可能性があります。事業の名前が変わったりなんかして、何かのまた補助事業なり交付金事業が出てくる可能性もありますので、そちらのほうとしては一応その5年間だけではなく、できればまたさらに更新しながら継続した形で学校教育に役立ててもらいたいと、そういうふうには思っております。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） ありがとうございます。よく理解いたしました。

村長にお伺いしますが、教室で電波がなかなか場所によっては届かないところがありました。先生に話を聞けば、職員室でも何か電波が拾えるようお願いしたいというのが、学校長のほうから出されていましたが、そういう点、そういう陳情みたいなのは耳に入っていますでしょうか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私が聞きましたのが、村民ふれあい芸能発表会の席上で伺ったところでございますけれども、どうも見に行ったら電波が届かなくて画像が動かないということがありました。それについて知っていますかということで、いや、私はそこまでちょっと見ていないのでわかりませんということでしたけれども、それは多分そのWi-Fiシステムの中で電波が届いていないからだろうと、いわゆる教室の仕切りの問題だとか、あるいはそういった電波の遮るものがあるからうまくいかないだろうということになれば、私たち、例えば職員を含めてそういう専門技術を持っているという人はいないわけですので、専門業者にやはり見ていただいて、導入した経緯等を調べていただいて経費が必要かどうか判断して、支障のないようにするのが基本的な問題解決策ですので、そのようにするというのでは話をさせていただきます。以上です。



○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第7 議案の上程

○議長（藤田修一君） 日程第7、議案の上程。今期定例会に提出されております議案31件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成28年蓬田村議会第1回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案31件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、課設置条例の一部を改正する条例案は、子ども手当が終了し児童手当となったことに伴い、関係条例の語句の整理を図るため提案するものであります。

議案第2号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び学校教育法が一部改正されたことに伴い、関係条例の語句の整理を図るため提案するものでございます。

議案第3号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案は、蓬田村議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第4号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う、鳥獣被害対策実施隊を設置することができるが、その設置に当たっては、隊員の報酬等を条例で定めることになっているため提案するものであります。

議案第5号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第

6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、蓬田村特別職職員及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第7号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、蓬田村職員の給料月額並びに通勤手当及び勤勉手当の額等を改正するために提案するものであります。

議案第8号、蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、学校教育法が一部改正されたことに伴い、関係条例の整備を図るため提案するものであります。

議案第9号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を柔軟に対応できるようにするため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第10号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第11号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第12号、蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、青森県公衆浴場入浴料金の価格改定に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第13号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるため提案するものであります。

議案第14号、蓬田村行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴い、新たに蓬田村行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関する事項を定める

ため提案するものであります。

議案第15号、蓬田村空家等対策の推進に関する条例の制定については、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本村における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため提案するものであります。

議案第16号、蓬田村職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第17号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定については、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の指定管理者の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第18号、蓬田村過疎地域自立促進計画の件は、青森県過疎地域自立促進方針に基づき、蓬田村過疎地域自立促進計画を定めるため提案するものであります。

議案第19号、損害賠償の額を定め和解することについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

議案第20号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税2億88万1,000円、国庫支出金3,538万1,000円、諸収入118万8,000円などを増額し、県支出金855万9,000円、繰入金3,470万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費1億8,879万4,000円、民生費1,881万7,000円、土木費348万6,000円などを増額し、衛生費1,295万7,000円、農林水産業費341万1,000円、教育費103万5,000円などを減額しております。このほかの科目において、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1億9,426万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ24億6,328万2,000円となるわけでありまして。

議案第21号、平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として、繰入金2万6,000円を減額しております。次に、歳出として、総務費2万6,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに26万円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億5,230万5,000円となるわけでありまして。

議案第22号、平成27年度蓬田村簡易水道特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として、繰入金28万6,000円を減額しております。次に、歳出として、総務費28万6,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに28万6,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億519万4,000円となるわけであります。

議案第23号、平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として、繰入金13万2,000円を減額しております。次に、歳出として、総務費13万2,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに13万2,000円減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,125万5,000円となるわけであります。

議案第24号、平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として、繰入金13万7,000円を減額しております。次に、歳出として総務費13万7,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに13万7,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,682万5,000円となるわけであります。

議案第25号、平成28年度蓬田村一般会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は22億5,134万1,000円となり、前年度当初比較では5.3%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税1億9,936万1,000円、地方交付税10億9,000万円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。議会費5,781万3,000円、歳出全体に対する構成比は2.5%となっております。総務費3億7,785万円、歳出全体に対する構成比は16.8%となっております。民生費5億1,960万5,000円、歳出全体に対する構成比は23.1%となっております。衛生費2億5,268万3,000円、歳出全体に対する構成比は11.2%となっております。ふれあいセンター費において外壁等改修工事費5,367万6,000円などを計上しております。農林水産業費2億611万7,000円、歳出全体に対する構成比は9.2%となっております。農業振興費において蓬田村ライスセンター改修工事費1,971万円などを計上しております。商工費475万円、歳出全体における構成比は0.2%となっております。土木費3億8,178万円、歳出全体における構成比は17.0%となっております。公営住宅建設費において公営住宅建設工事費2億3,380万円などを計上しておりま

す。消防費9,681万6,000円、歳出全体における構成比は4.3%となっております。教育費1億7,082万9,000円、歳出全体における構成比は7.6%となっております。公債費1億8,080万8,000円、歳出全体における構成比は8.0%となっております。予備費228万4,000円、歳出全体における構成比は0.1%となっております。

平成28年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成28年度も、引き続き全庁一丸となって各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費については、できる限りの削減を目指しております。

そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただくようお願い申し上げます。

議案第26号、平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案は、予算総額2,147万9,000円となり、前年度比較では8.1%の減額となります。

歳入では、給食費負担金1,061万6,000円、一般会計繰入金1,016万3,000円が主なるものであります。歳出では、総務費1,017万6,000円、給食費1,130万3,000円となっております。

議案第27号、平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案は、予算総額は5億2,289万7,000円となり、前年度比較では1.7%の増額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税8,665万7,000円、国庫支出金1億4,718万7,000円などであり、歳出の主なるものは、保険給付費2億9,498万円、共同事業拠出金1億2,219万7,000円などとなっております。

議案第28号、平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案は、予算総額は1億162万4,000円となり、前年度比較では3.5%の減額となっております。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,140万3,000円、繰入金5,021万円などであり、歳出については、総務費1億162万4,000円となっております。

議案第29号、平成28年度蓬田村介護保険特別会計予算案は、予算総額は4億8,452万2,000円となり、前年度比較では2.1%の増額となっております。

歳入の主なるものは、保険料8,339万3,000円、支払基金交付金1億3,271万5,000円な

どであります。歳出の主なるものは、保険給付費 4 億3,176万9,000円、地域支援事業費 2,428万6,000円などとなっております。

議案第30号、平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案は、予算総額は1,175万3,000円となり、前年度比較では26.1%の減額となっております。

歳入の主なるものは、宅地造成地売払収入1,058万7,000円などであります。歳出については、一般会計への繰出金995万3,000円などとなっております。

議案第31号、平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は8,426万5,000円となり、前年度比較では2.3%の減額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,378万4,000円、繰入金7,032万5,000円などあります。歳出の主なるものは後期高齢者医療広域連合納付金7,239万6,000円などあります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

---

#### 日程第 8 議案第 1 号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第 8、議案第 1 号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第 1 号、蓬田村課設置条例の一部を改正する条例。

蓬田村課条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、子ども手当が終了し児童手当となったことに伴い、関係条例の語句の整理を図るため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

別表中「及び子ども手当」を削るということでございます。

新旧対照表がついていますので、ご参照いただきたいと思います。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第2号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第9、議案第2号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第2号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び学校教育法が一部改正されたことに伴い、関係条例の語句の整理を図るため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えることとなります。以上であります。

詳細については、新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。1番小鹿重一君。

○1番(小鹿重一君) 義務教育学校とあるのですけれども、今まではなかったと思うのだけれども、どういう意味合いで出てきたものでしょうか。

○議長(藤田修一君) 教育課長。

○教育課長(越田茂弘君) 私もこうだとは断言できないんですよ。今は小中一貫教育というものがあまして、小学校と中学校が同じ建物とか、建物は多少違っても、その小学校1年生から6年まで前期で終わった者は、後期の3年間、また中学校のほうで勉強

する。それが義務教育学校というに言われています。そういう言葉が出てきたことで、単に小学校、中学校と分けなくて、そういう義務教育学校という言葉を使って、これからも多分関係する条例、法律が出てくると思いますので、そのことを言っていることと思います。以上です。

○議長（藤田秀一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第3号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第10、議案第3号蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第3号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案。

蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、蓬田村村議会議員の期末手当の支給割合を定めるため提案するものであります。

次のページ、お開きください。

失礼しました。蓬田村議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。



次のページをお開きいただきます。

まず、第1条の3行目、第7条第2項ただし書き中「100分の155」を「100分の160」に改める。

同じく第2条の3行目、第7条第2項ただし書き中「100分の140」を「100分の142.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

以上については、28年の4月1日から施行します。

第1条の規定については、27年の12月1日から適用するというふうなことであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） お伺いいたします。「蓬田村議会議員の議員報酬及び」という、この「及び」というのがちょっと引っかかるのですが、その次に費用弁償等に関する支給条例の一部を次のように改正するというふうになっているのですが、「及び」というふうになりますと、当然議員報酬というのも今度かかってくると思うのですが、議員報酬は今各議員が、議長職は幾ら、副議長職は、一般議員職、給与は決まっておるわけです。それをまた改正するという提案理由で承ってよろしいのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今回の場合については、手当だけありますので、1条については12月の手当が0.05、月、上乘せになりますよと。これが0.05月を28年4月1日から、それで6月、12月に支給割合を改めると、変えるというふうなことだけですので、この報酬及び費用弁償等の支給条例、これは一本になっているので、こういう条例になっていますけれども、今回についてはその期末手当の部分だけということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第11、議案第4号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することができるが、その設置に当たっては、隊員の報酬等を条例で定めることとなっているため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

5行目、別表第1及び別表の第2の職名の欄中「農業総合振興対策協議会委員」の次に「蓬田村鳥獣被害対策実施隊員」を加える。

次のページの新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

左の下、棒線の部分が追加となっております。以上であります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番木村 修君。

○7番(木村 修君) 実施隊の設置時期と、そして隊員の人数、何人ぐらいを予定しているのか伺います。

○議長(藤田修一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(中川 悟君) 担当課が産業振興課ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

これにつきましては、猿の被害防止の関係でございます。猿の被害防止につきまして

は、蓬田村猟友会の方々に鳥獣被害対策実施隊として活動していただいております。平成27年度は猟友会事務局と話し合いの結果、有害鳥獣駆除委託料として、今まで

カモの駆除等のほかに、5万円を追加して活動していただいております。しかし、県などの指導もありまして、出動した分を報酬で払うことにしたものであります。

報酬日額はほかの委員と同じ3,300円となっております。実施隊の中身につきましては、蓬田の猟友会の9名と、ほか役場の職員が実施隊員となっております。以上です。

(「実施時期」の声あり)

実施時期は、既に猿の協議会を立ち上げたときから、実施隊としては活動しております。今回費用弁償を支給するに当たり、条例に載せたという形であります。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」声あり)

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第5号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第12、議案第5号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第5号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、蓬田村特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため提案

するものであります。

次のページをお開きいただきます。

第1条の第3条第2項ただし書き中「100分の150」を「100分の165」に改める。

第2条の第3条第2項ただし書き中「100分の135」を「100分の142.5」、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

第1条については、平成27年12月1日から適用する。

第2条については、28年4月1日から施行するというようなことであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第13、議案第6号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するもので

ある。

次のページをお開きいただきます。

第1条の3行目ですが、第3条第2項ただし書き中「100分の150」を「100分の165」に改める。

第2条、同じく3行目ですが、第3条第2項ただし書き中「100分の135」を「100分の142.5」に、「100分の165」を「100分の157.5」に改める。

第1条の改める部分については、平成27年12月1日から適用する。

第2条の部分については、平成28年4月1日から施行する。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 100分の150を100分の165に改めるということは、簡単に言えば、わかりやすくご説明いただきたいのでありますが、我々議会としては、ただそういうふうな数字を何分の何から何分の何と言われてもぴんと来ないわけですね。ですから、どのくらい下がるのか、またはどのくらい上がるのかという簡単な言い回しでお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 額については、ちょっと私どもも押さえておりません。申しわけありません。

○議長（藤田修一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） そうすれば、額については脇に置いておいて、パーセンテージも脇に置いておいて、簡単に言えば、上がるのか、下がるのか。それだけお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 第1条の150から165については、これは10月の手当が0.15上がったというふうなことになります。2条の部分については、その上がった0.15を28年の4月1日にそれぞれ0.15、0.75ずつ、6月と12月に支給するというのを28年4月1日から施行するという2つに改めたものでございます。

○議長（藤田修一君） ほかに質問ありませんか。（「済みません」の声あり）2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 久慈修一村長が誕生したときに、教育長は、自分の給料の特別措置として2割カットされました。そして、またそのときに我々に提案されたのが、特別

職教育長の給与改正というのも条例で改正したと私は記憶しているのですが、今これは県とか国からの指導ではなく、村自体の条例の改正案だと、そうお見受けするわけですが、このたびなぜこのような自分が提案した条例改正をまたこのように改正するということになった理由というのをお聞きしたい、このように思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今回は手当の部分ですけれども、0.15なのですけれども、27年度人勧については0.05であります。0.15の部分については、実は26年度に0.10の人勧の改正があったという、実は上げていなくて下げているので、今現在その0.1の部分が低いと、このようになっています。今回0.05県の人勧が出ているので、これは議員の方と皆さんは同じですけれども、率について全部合計すると、3.00でしょうか。トータルで総額、議員も特別職も全部3.00に今回合わせていただくということで提案してまいります。以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第14 議案第7号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第14、議案第7号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第7号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、蓬田村職員の給与月額並びに通勤手当及び勤勉手当の額等を改正するために提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

第1条については、通勤手当の改正であります。従来ですと国の要綱に基づいて区分けして協議でやったものですが、県のほうに改めるというふうなことで、今回提案してございます。

次に、第2条については、第18条の3の第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の72.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の72.5」を加えると。これらの勤勉手当の部分をこういうふうに改めるというふうなことであります。

次に、一番最後のページをお開きいただきたいと思います。

第3条、18条の3第2項第1号中、同じく「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の77.5」を「100分の75」に改める。

次に、第4条、第16条中「もの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」とする。

第1条は、通勤手当の関係については、次の2番目であります。28年の1月1日から適用するというふうになります。給与については、27年度の4月1日から適用すると。手当については、27年度の……。失礼しました。まず、1条の部分は先ほど言いましたとおり、通勤手当の部分については附則第2であります。28年の1月1日から適用するとあります。給与については、その下の附則の3にあります。27年の4月1日から適用するというふうなことになります。

あと、3条については、28年の4月1日から適用するというふうなことになります。

3条及び第4条については、28年4月1日から適用ということになります。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。（「済みません」の声あり）

総務課長、補足説明をお願いします。

○総務課長（坂本 亮君） 補足であります。新旧対照表をつけていますので、私の言ったことが、新旧対照表のほうが大変見やすくなっておりますので、申しわけありません。先ほど言ったとおり、新旧対照表については4の1、4の2をご参照いただくと、

距離数についてついてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（藤田修一君） 改めて質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第8号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第15、議案第8号蓬田村放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 議案第8号、蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

提案理由。学校教育法が一部改正されたことに伴い、関係条例の整備を図るため提案するものであります。

2枚目をお願いします。

第10第3項第4号中「中学校、」の次に「義務教育学校、」を加えるものであります。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。



これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第9号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第16、議案第9号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(柿崎真人君) 議案第9号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

提案理由といたしまして、介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を柔軟に対応できるようにするため、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

3行目、附則第6条第1項中の改正について明記しておりますが、内容は、現行の条例ですと、この事業が平成29年4月1日からでない事業が実施しないことから、平成28年度中の事業実施を目指していることから、柔軟に対応できるよう村長が定める日に改正するものでございます。以上です。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第10号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第17、議案第10号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第10号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

提案理由といたしまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

2ページ目、お開き願います。

4行目、第3章の2、地域密着型通所介護、第1節、基本方針、第59条の2から15ページをお願いします。下段の59条の38までを、第3章の次に加えるものでございます。その他必要各項目におきましても、改正がなされております。この内容といたしましては、通所介護事業、これは全て都道府県の認可とされていたところですが、平成28年4月1日から利用定員18人以下の事業所は、市町村の認可で事業実施することとなったことに伴い、指定地域密着型サービス事業の基本方針を定めるため、関係条例の整備をしたところでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明で、地域密着型サービスが18人からのもので対応できるという説明をいただきましたけれども、そうしますと、いわゆるグループホームでもそういうデイサービスとか、そういう仕事を村の取り決めで行うことができるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） グループホームそのものはちょっと対象外です。デイサービスをやる、サテライトホームもあるのですけれども、とりあえずグループホームは対象外になっております。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） いま一つ私のはっきり把握できていないのですが、この条例の改正によってもう少し簡単に村で何ができるのか。もうちょっと詳しく説明願えますか。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 今現在は、この条例に関して影響するところはございません。デイサービスを行っている、村内ですと老人福祉施設、ここが今県の認可で行っております。ちょっと細かく把握していないのですけれども、村内の施設を利用している方は、そちらの施設を今度は村長が指定をして、今までどおり使えるようにということで、不利にはならないように、必ずそういうふうな対処はしています。以上です。

それから、申しわけありません、今後、現在ある老人福祉施設、あるいは民間の企業の方が本村において18人以下で事業開始するということになれば、村長の認可が必要になります。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第11号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に係る基準に関する  
条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第18、議案第11号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第11号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

提案理由といたしまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

第9条第1項から次のページの86条までの改正について明記しておりますが、これは国の基準が改正されたことに伴い、関係条例の整備をするものでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号 蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第19、議案第12号蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 議案第12号、蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

蓬田村ふれあいセンター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。青森県公衆浴場入浴料金の価格改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

2枚目をお願いします。

別表の1入浴料の表中「420円」を「450円」に、「140円」を「150円」に改める。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

新旧対照表を参照ください。

なお、今回の改正は、蓬田村ふれあいセンターの入浴料金の大人及び中人の上限の料金を改めるものでありまして、入浴料金の引き上げを行うものではありません。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（藤田修一君） 日程第20、議案第13号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第13号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

提案理由といたしまして、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を整備する必要が生じたため提案するものであります。

第1条から第9条までありますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

村の条例については給与条例あるわけですが、この新旧対照表でいいますと、まず17条の第3、棒線部分であります。ここは審査請求の期間の延長等棒線部分であります。

下の部分、第2条については、特別職の職員等の関係でありますけれども、ここに委員の報酬を定めてございます。

次のページをお開きいただきます。第3条、蓬田村税条例の一部を改正する条例、ここは字句の改正をさせていただきます。

第4条の蓬田村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、ここについては、第4条の字句から6条、書面審査の委任、あるいは手数料の額等々を完成してございます。

次に、6ページをお開きいただきます。第5条、蓬田村行政手続条例の一部を改正、字句の改正をさせていただきます。

次に、その下の第6条、同じく手数料徴収条例の一部を改正する条例、棒線部分について手数料を条例で定めるというふうなことにさせていただきます。それが次のページに別表として載っております。

第7条、情報公開条例の改正、一部改正をする部分であります。

次、8ページ、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、棒線部分について載っております。

最後、9ページについては、蓬田村人事行政の運営等に関する状況の公表に関する条

例の一部を改正する条例ということで、字句を変えてございます。以上でございます。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第14号 蓬田村行政不服審査会条例の制定について

○議長（藤田修一君） 日程第21、議案第14号行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第14号、蓬田村行政不服審査会条例の制定について。

蓬田村行政不服審査会条例を次のように定める。

提案理由。行政不服審査法の改正に伴い、新たに蓬田村行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関する字句を定めるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

今回の行政不服審査法の関係で一番大きいところは、この委員会の設置であります。設置については第1条から第7条まででございますが、3条でありますとおり、審査会委員3名以内をもって組織するというようなことで、従来ですと、行政庁の関係ですのて条文とかいろいろあるのですけれども、例えば村に何々課に不服申し立てがあった場合は、その何々課で処理して、それを最終的にその委員会で審議して回答を出す。村は村で全部処理すると。村の事項はですね。県等が絡むかについては、上部の行政庁のほうにお願いすると。村の中で請求といいますか、不服審査等については上のほうで全部処理するというので、新たに今回審査会が設置されると。これが今回の行政不服審

査法の関係の一番大きなところだと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 第3条ですけれども、審査会は委員3人以内をもって組織するとありますけれども、これは3人だということですか。それとも2人でもいいという意味なのか。そこのところをお聞きします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 後の第6条の関係でまたはっきりしますので、3名以内ですが、3名が一応適当ということで思っております。

○議長（藤田修一君） 2番久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） この委員の任命方法はどのようにするのか。また、あとは任期というのはどのような任期になっていくのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 行政の関係ですので、なかなか有識者となっても無理があるかと思います。一般的には弁護士等がいいと思いますけれども、当面、なるべく行政に携わったOB等はどうかなというふうに考えております。ただ、任期等書いてごさいませんが、その請求された案件が審議終了いたしますと、一応その審査会は解散という、第2条の2にありますので、1つの問題が発生した場合に委員を委嘱して、審査して、終わればまた新たにまたそういう問題が生じれば新たな委員でまた構成するという考え方でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



---

日程第22 議案第15号 蓬田村空家等対策の推進に関する条例の制定について

○議長（藤田修一君） 日程第22、議案第15号蓬田村空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第15号、蓬田村空家等対策の推進に関する条例の制定について。

蓬田村空家等対策の推進に関する条例を次のように定める。

提案理由。空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本村における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

近年、本村においても空き家率が大分進んでまいりまして、こうなると住民生活、あるいは環境等にも悪影響を及ぼすというふうなことから、第1条から第10条まで条例を載せてございます。必要に応じて第6条、あるいは第7条にあるとおり、必要に応じて計画なり、あるいは協議会をつくりながら、村の生活環境衛生のために、環境衛生を確保するために、安全な村を推進するというふうな立場から進めてまいりたいというように考えています。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 第7条、協議会を組織するとあるわけですがけれども、設置する時期、そして構成する委員は何名になるのか伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 委員の人数についてはまだ確定はさせておりません。委員会については、今27年度で、地方創生の関係が今進められておりますので、その関係の予算等も含めながら、この協議会についてももしできれば、その地方創生の戦略の中で組織できればいいのかなというように考えています。

いずれにしても、28年度の、予算的なものもありますけれども、28年度の半ばぐらいまでにはある程度協議会の見通しが立てられる。ただ、今後進めようとしています、その空き家対策に絡む関係で、実際建物等の調査等が実際に予算がついて始まることになれば、いろいろな問題が出てまいりますので、その辺についてもまた協議しながら、で

できれば早目につくりたいと思いますけれども、いずれにしても、その調査した結果を踏まえて設置するかどうか考えていきたいというように考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） これまでの調査した結果、村内に52戸の空き家と、そしてそのうち特定空き家、非常に危険な空き家が2軒あるというふうには調査されているわけでありましてけれども、この危険な2軒については、これから協議会を開いて決めていくことかと思っておりますけれども、今現在協議会を開いてどういう形にしていこうと考えているのか、そのことを伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今、前回うちのほうから報告しました、その空き家の五十何軒とありますけれども、大分それから見ますと、大分ふえているようでございますので、今のところ、ひょっとすれば10%を超える勢いではないかと思っています。そういう意味では、今回もう1回調査を、はっきり調査しますので、結果が出ればもう1回皆様に結果を公表したいと思いますけれども、特定空き家の部分については、従来から大分近隣に住家に大分悪影響を与えていることは事実でありますので、ただ、費用の、やはり費用が出てきますけれども、やはり基本的には所有者あるいは借りている方が費用負担というのは伴うわけでありましてけれども、国とあるいは県で、そういう一部でもその解体費用にその補助金というのが出るのかどうか、その辺をやはり今後考えて検討していかないといけないのかと思っています。

いずれにしても、特定空き家が、議員が言われるとおり、2軒、2軒以上実はあるようでございますので、その辺遅くまでということは考えていませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今総務課長からも説明ありましたがけれども、8条の関係からいきますと、費用を負担してもらおうというのは原則ですけれども、例えば緊急にどうしてもやらなければならないというようなときには、所有者の同意も得られないだろうし、解体なりそういう作業に入れば、村の負担金というのですか、そういうものが生じる可能性はあると、この条例からいけばそう読めるのですけれども、そのような解釈でよろしいですか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） できる限り手続については法にのっとってやりますけれども、どうしてもやはりその近隣の住家に与える影響が大きいとなれば、これは村でやらなきゃならないことも出てくるのかなと思っています。

○議長（藤田修一君） 質疑はありませんか。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 小鹿議員も質問したわけですけども、まず空き家対策で本人が村内に住んでいる場合もありますけれども、解体する費用がなくてそのまま放置しているというのが現状です。この中で費用を徴収するというふうになれば、果たして所有者の同意を得なければならないとあるわけですよね。同意が得られない場合はもう手もつけられないとなるわけですが、この場合は同意がなければ手も足も出ないということになりますか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 基本的にはそういうことになります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） そのときに危険で周囲に影響を及ぼすという内容でありますけれども、それでは同意が得られなければ、この条例を定めても何の意味もないということにもなるわけですよね。その中で当事者が全く見つからない場合は別として、本人がいる場合も多々あるわけです。そういう場合は交渉しながら解体費用の普通1割とか5%とか、そういう交渉の仕方というのは当然出てくるわけですよね。そういうことはどのように算定しているのでしょうか。まさか普通住宅を解体すると100万、200万もかかるわけですよね。どの程度までこれを、空き家を撤去する、そういう想定をしているのか、お答えをお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今のところそこまでは決めてはおりません。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第16号 蓬田村職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長(藤田修一君) 日程第23、議案第16号蓬田村職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第16号、蓬田村職員の退職管理に関する条例の制定について。

蓬田村職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

これは今回、職員の退職管理に関する必要な事項を定めたものでありますけれども、再就職による依頼等の規制、あるいは任命権者への届け出、あるいは任命権者による報告及び公表というふうなことで載っています。職員の天下りといいますか、その関係等ですね、職員が現役時代でやはり培ったその仕事上のいろいろ経験ありますけれども、やはり秘密もありますので、その辺を踏まえて、今回職員の退職管理ということで条例の制定を提案するものであります。以上であります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第17号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

○議長(藤田修一君) 日程第24、議案第17号蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第17号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の指定管理者の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

施設の名称、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設。蓬田村漁業協同組合、代表理事組合長、工藤 徹。期間については、平成28年4月1日から平成33年3月の31日までとする。以上であります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第18号 蓬田村過疎地域自立促進計画の件

○議長（藤田修一君） 日程第25、議案第18号蓬田村過疎地域自立促進計画の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第18号、蓬田村過疎地域自立促進計画の件。

蓬田村過疎地域自立促進計画について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、青森県過疎地域自立促進方針に基づき、蓬田村過疎地域自立促進計画を定めるため提案するものであります。

この計画については、平成28年度から平成32年度まで定めるものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この自立促進計画書の中の35ページに、村営住宅の整備というふうにあります。①の村営住宅の整備の中で、計画的な宅地造成の進行に合わせ、新たな村営住宅の用地確保に努めるというふうにありますけれども、これは今建設しているよもっと団地50戸を建設した後の計画ということで、新たなさらなる用地の確保を目指しているという内容でしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 経済情勢が許せば、今現在進めている住宅整備が終わった段階で、また新たな計画に努めていることは問題ないという。ただ、そのときの経済情勢とかあるかと思えますけれども、いずれその計画書に、次の計画がないとなかなか事業に移ることはできないので、今回のせることでご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ちなみに何戸ぐらいの住宅の建設を考えているのか。10戸とか20戸とかあるのでしょうかけれども、大まかな計画として

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まだその辺については全然計画にのった段階で、まだ具体的に低所得者なのか、あるいは一般の雇用促進を図るために出たのか、それはまだ全然今のところ決めておりません。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 議案第19号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（藤田修一君） 日程第26、議案第19号損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第19号、損害賠償の額を定め和解することについて。

次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求める。

1、和解の相手方、住所、青森市大字野木字野尻37-31。氏名、キャタピラー東北株式会社、北東北支店支店長、菅野健一。

2、損害賠償の額、金950万4,000円。

3、和解の内容の要旨。

（1）本件事故によるリース車両の損害賠償金として、本村は相手方に対して950万4,000円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本村に対して請求しないものとする。

（2）今後、本件事故に関し、双方とも異議の申し立て、訴訟は一切行わない。

提案理由。地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

事故概要。

1、事故発生時刻。平成28年1月17日日曜日、午前5時40分ごろ。

2、事故発生場所。蓬田村大字長科字川瀬、中長科踏切内。

3、当事者（甲）。蓬田村大字蓬田字汐越1の3、蓬田村長、久慈修一。当事者（乙）。青森市大字野木字野尻37-31、キャタピラー東北株式会社北東北支店、支店長、菅野健一。

4、事故の概要。本村雇用の除雪隊員（当時）が運転するリース除雪車両が中長科踏切を横断中に踏切内で立ち往生し、JR東日本所有の津軽線普通列車（上り）と衝突した。

5、損害賠償額。金950万4,000円。以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第25号 平成28年度蓬田村一般会計予算案

日程第28 議案第26号 平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第29 議案第27号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第30 議案第28号 平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第31 議案第29号 平成28年度蓬田村介護保険事業特別会計予算案

日程第32 議案第30号 平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第33 議案第31号 平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（藤田修一君） 日程第27、議案第25号平成28年度蓬田村一般会計予算案から日程第33、議案第31号平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議



題といたします。

お諮りいたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第31号までの平成28年度各会計予算7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時57分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員